

全国健康保険協会設立委員会における協会の職員の採用基準等のとりまとめと職員の募集について

平成19年10月26日 社会保険庁

	頁
○ 全国健康保険協会の職員の募集について	1
○ 職員の採用の基準	3
○ 全国健康保険協会の組織設計の基本的な考え方（全体像の整理）	4
○ 全国健康保険協会の組織人員の規模の粗いイメージ	5
○ 民間からの職員の採用について（イメージ）	6

全国健康保険協会の職員の募集について

平成19年10月25日
全国健康保険協会設立委員会

本委員会においては、昨年11月以来、全国健康保険協会の設立に向けて、協会の理念・運営方針や組織人員の骨格、職員の採用等について検討を行ってきたところである。

全国健康保険協会については、先般の医療制度改革を踏まえ、事業主・被保険者の意見に基づく自主自律の運営のもと、保険者機能を十分に発揮していくことが求められる。

また、協会については、非公務員型の法人であり、公共的な役割とサービス提供機関であるということを十分に認識し、社会的責任を果たしていくと同時に、被保険者等の満足度をいかに高めるかという観点から目標を設け、質の高いサービスを提供していくことが期待される。特に、本部・支部を通じて、被保険者等の声や苦情、意見を責任をもって受け止め、フィードバックさせ、被保険者等の信頼が得られる公正で効率的な運営を確保していく必要がある。

このように、協会は、新たな組織を創建するものであり、医療制度改革を踏まえ、保険者としてのあるべき姿を志向し、組織の一新を図っていく必要がある。

このため、社会保険庁からの職員の採用に際しては、意識の変革を求め、協会の使命（ミッション）に賛同し、法令等の規律を遵守するとともに、真に被保険者等のための保険者の一員として改革意欲と能力を兼ね備えた人材を求めるものとする。

また、企業経営、組織ガバナンス、企画、調査分析、ITガバナンス、企業会計への対応、人事・人材育成、保健事業など、社会保険庁の職員からの採用だけでは得難い能力・経験を有する人材については、民間企業等のノウハウを導入するため、民間からの登用を積極的に進めていくものとする。

これらにより、業務の円滑な移行を図ると同時に、従来の組織体質を一掃し、組織の形だけでなく、国民の目から見て中身が変わったと実感できる組織を目指していく必要がある。

こうした基本認識のもと、今般、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第13条第2項に基づく協会の職員の労働条件及び採用の基準等を別添のとおり定めるものとし、今後、社会保険庁長官を通じて、その職員に対し、これらを提示し、職員の募集を行うものとする。

なお、社会保険庁の職員からの採用予定者数は約1800名とし、このほか、職員については、民間からの採用や民間・国等からの出向により約300名の人材の確保を行うものとする。ただし、必要な人材が確保されないことが見込まれるときは、これらの採用の内訳の変更を行うものとする。

平成19年10月25日

社会保険庁長官
坂野 泰治 殿

全国健康保険協会設立委員会
委員長 星野 進保

全国健康保険協会の職員の募集について

本委員会においては、昨年11月以来、全国健康保険協会の設立に向けて検討を行ってきたところであるが、今般、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第13条第2項の規定に基づく協会の職員の労働条件及び採用の基準等を別添のとおり定めたところである。

21 ついては、同法附則第15条の規定に基づき、社会保険庁の職員（他省庁等への出向者を含む。）にこれらを提示の上、職員の募集を行い、協会の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成し、平成20年2月末までに本委員会に提出されたい。また、名簿には、意思確認書など必要な添付書類を添付されたい。

協会の理念・運営方針、人事方針及び組織人員の骨格は参考資料のとおりと考えており、採用に当たっては、採用予定者数（約1800名）を上限とするとともに、協会における組織の運営や業務が適切かつ円滑に行えるよう、本部・支部の人数及び役職との整合性を図るとともに、広域的な人事異動を原則とする人事方針や年齢構成のバランスを考慮することから、その趣旨に沿って、名簿の作成を行い、必要な人材の確保に努められたい。

また、本年12月中旬を目途に、職員の希望の状況など名簿の作成作業に関して中間報告を行われたい。

なお、社会保険庁の職員からの採用のほか、職員については、民間からの採用や民間・国等からの出向により約300名の人材の確保を行うことを考えているが、必要な人材が確保されないことが見込まれるときは、これらの採用の内訳の変更を行うことも考えている。

職員の採用の基準

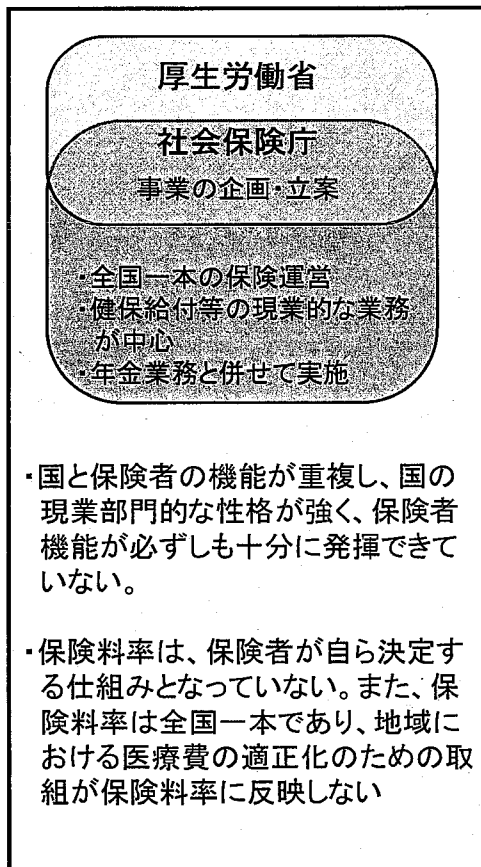
1. 職務に対する知識、技能、意欲、適性、日常の勤務に関する実績等に照らし、全国健康保険協会の業務にふさわしい者であること。これらについては、平成19年度上期における人事評価を踏まえ、従前の勤務成績等を勘案し、総合的かつ公正に判断するものとする。
2. 協会の理念・運営方針並びに実績及び能力本位の給与体系を含む協会の人事方針に賛同するとともに、法令等の規律を遵守し、被保険者のために業務の改革やサービスの向上に積極的に取り組む意欲があること。この点に関しては、誓約書に署名、捺印の上、提出した者であること。
3. 職務遂行に支障のない健康状態であること。なお、心身の故障により長期にわたって休養中の職員については、回復の見込みがあり、長期的にみて職務遂行に支障がないと判断される健康状態であること。
4. 懲戒処分を受けた者及び社会保険庁の改革に反する行為を行った者については、その内容等を踏まえ、勤務成績及び改悛の情を考慮して、可否を厳正に判断するものとする。あわせて、矯正措置等についても、その理由となった行為の性質等をきめ細かく勘案するものとする。
5. 年齢満60歳未満であること。

上記のほか、職員の採用に当たっては、採用予定者数を上限とするとともに、協会における組織の運営や業務が適切かつ円滑に行えるよう、本部・支部の人数及び役職との整合性を図るとともに、広域的な人事異動を原則とする協会の人事方針や年齢構成のバランスを考慮するものとする。

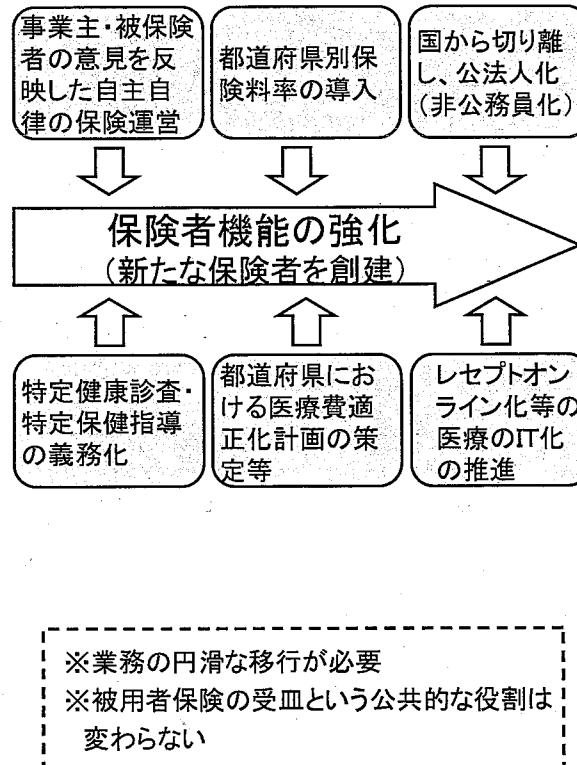
全国健康保険協会の組織設計の基本的な考え方(全体像の整理)

- 現行の政府管掌健康保険においては、保険者機能が必ずしも十分に発揮できていない。
- 協会の組織設計に当たっては、今般の医療制度改革を踏まえ、保険者機能が十分に発揮できる新たな保険者を創建するという視点から考えていくものとする。

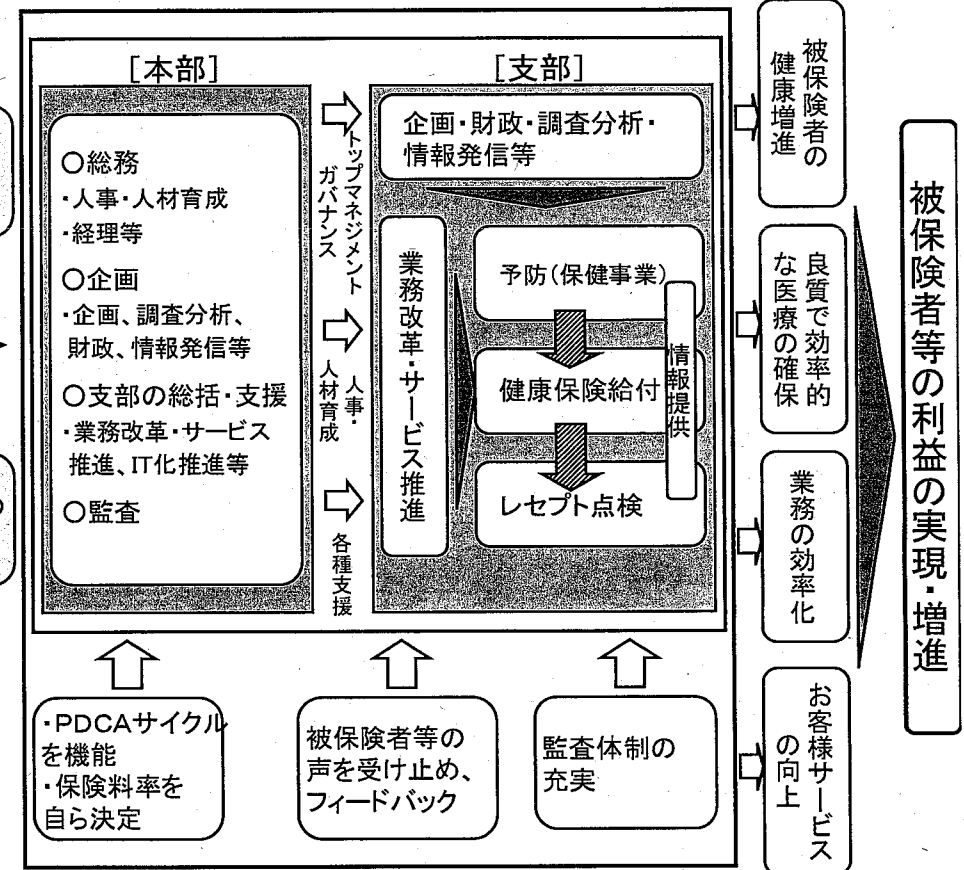
〔現行〕



〔医療制度改革〕

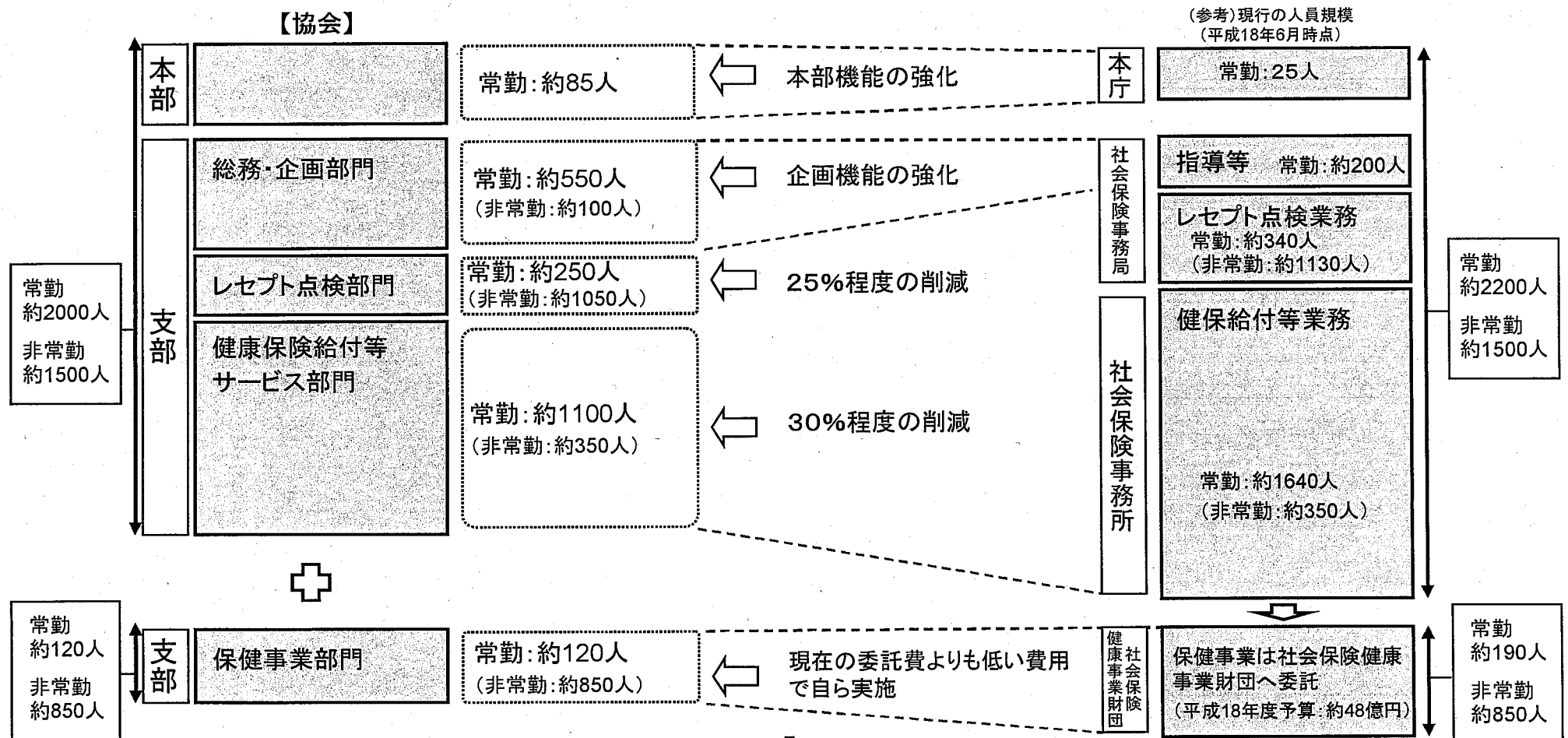


〔全国健康保険協会〕



全国健康保険協会の組織人員の規模の粗いイメージ

- 協会の組織については、保険者機能を十分に発揮できるよう、本部機能や企画機能の充実強化を図るものとするが、そのための人員増については、健康保険給付等業務の人員を30%以上削減するなど、業務・サービス部門の効率化により対応するものとする。
- 新たな業務である保健事業の人員については、現行の委託事業よりも低い費用で実施できる体制とする。



民間からの職員の採用について（イメージ）

対象	求められる資質及び期待される役割	業務	職位例
民間企業における経営の経験者等 （支部）	○地域の経済界において、企業の経営やマネジメントの経験を有し、支部の運営に関してリーダーシップを発揮することができる者であって、地域の事業主や被保険者の信任を得ることができる者	○支部の責任者として支部の運営を統括	支部長
民間企業等における企画や調査分析に関する実務経験者 （本部・支部）	○民間企業等において、経営や事業、サービス等の企画や調査分析に関する業務に従事した経験を有しており、これらに関する民間のノウハウを協会に積極的に導入し、協会における企画や、業務・サービスの改善や開発等を行うことができる者	○協会の運営、業務、サービス等に関する企画 ○医療保険事業に関する調査分析	部長、グループ長、リーダー級、専門職、スタッフ
民間企業等における人事に関する実務経験者（本部）	○民間企業等において、人事業務に従事した経験を有しており、これらに関する民間のノウハウを協会に積極的に導入し、民間的な人事制度や人材育成システムの構築、運用を支援することができる者	○人事業務	グループ長、リーダー級、専門職
民間企業等における経理、財務に関する実務経験者（本部）	○民間企業等において、経理、財務の業務に従事した経験や企業会計に関する知識を有しており、これらの知識や経験を活かして、協会における経理・財務の事務を支援することができる者	○経理、財務業務	リーダー級、専門職
システムの企画、設計、開発、運用に関する実務経験者 （本部）	○システムの企画や設計、開発、運用に関する業務に従事した経験や専門的な知識、ノウハウを有しており、これらのノウハウ等を活かしてＩＴガバナンスの強化、保険者事務のＩＴ化の推進や最適なシステムの企画や運用を実施することができる者	○保険者事務のＩＴ化の推進のための企画 ○協会の健康保険業務システム等の企画、運用	グループ長、リーダー級、専門職
保健指導に関する実務経験者（本部・支部）	○保健師の資格を有し、保健指導に従事するとともに、保健指導等の保健事業の企画や進捗管理、研修、計画策定やマネジメントの経験を有し、これらのノウハウを活かし、協会の本部や各支部における保健事業を統括するなど、効果的な事業の推進を図ることができる者	○保健指導等の保健事業の企画、指導、評価、情報提供、相談等	グループ長、リーダー級、専門職、スタッフ